ハ　譲渡等をする肥料を生産した事業場及び当該肥料を保管した施設の名称及び所在地（輸入業者にあっては、譲渡等をする肥料を保管した施設の名称及び所在地）

ニ　譲渡等をする肥料の出荷の責任者の氏名

二　牛由来の原料を原料として生産された普通肥料（摂取防止材の使用等の措置が行われていないものに限る。）の登録外国生産業者が、特定輸入業者に当該肥料の譲渡等をする場合にあっては、当該譲渡等の際に当該譲渡等を受ける特定輸入業者に対し、前号イからニまでに掲げる事項に加え国内管理人の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及びその主たる事務所の所在地）を記載した管理票を交付すること。この場合において、当該特定輸入業者が当該肥料の国内管理人でないときは、併せて、当該国内管理人に当該管理票の写しを送付すること。

三　前二号又は次号の規定により交付された管理票（写しが交付された場合にあっては、その写し。以下同じ。）に係る肥料の譲渡等を受けた生産業者等又は特定輸入業者（当該肥料の国内管理人であるものを除く。以下この号において同じ。）は、当該譲渡等を受けた後遅滞なく、当該管理票に記載されている事項に誤りがないことを確認した上で、当該管理票に次に掲げる事項を追記し、生産業者等にあっては当該管理票を交付した原料肥料生産業者等若しくは生産業者等に、特定輸入業者にあっては前号後段の規定により当該管理票の写しを送付された国内管理人に対し、当該追記をした管理票の写しを送付すること。

イ　氏名及び住所（法人にあっては、その名称及びその主たる事務所の所在地）

ロ　譲渡等がされた肥料の当該譲渡等の年月日

ハ　譲渡等がされた肥料の使用目的

ニ　譲渡等がされた肥料の入荷の責任者の氏名

四　第二号の規定により交付された管理票に係る肥料の譲渡等を受けた特定輸入業者（前号の規定の適用があるものを除く。）又は前号の規定により管理票の写しを送付した生産業者等若しくは特定輸入業者が、当該管理票に係る肥料（当該管理票の写しを送付した生産業者が、当該肥料を原料として生産したものを含み、摂取防止材の使用等の措置を行ったものを除く。）について、他の生産業者等に譲渡等をする場合にあっては、当該譲渡等の際に、当該管理票（当該肥料を小分けして二以上の他の生産業者等に譲渡等をするため当該管理票の原本を使用することができない場合にあっては、その写し。第七号において同じ。）に次に掲げる事項を追記し、当該他の生産業者等に対し、当該追記をした管理票を交付すること。

イ　氏名及び住所（法人にあっては、その名称及びその主たる事務所の所在地）

ロ　譲渡等をする肥料の種類、名称、荷姿、数量及び当該譲渡等の年月日

ハ　譲渡等をする肥料を保管した施設又は当該肥料を生産した事業場の名称及び所在地

ニ　譲渡等をする肥料の出荷の責任者の氏名

五　第三号の規定により管理票の写しを送付した生産業者が、当該管理票に係る肥料について摂取防止材の使用等の措置を行った場合にあっては、その後遅滞なく、当該管理票に、当該摂取防止材の使用等の措置の内容を追記し、当該管理票に記載されている原料肥料生産業者等（当該管理票に国内管理人が記載されている場合にあっては、当該国内管理人）に対し、当該追記をした管理票を送付すること。

六　原料肥料生産業者等又は国内管理人は、第三号の規定により送付された管理票の写し及び前号の規定により送付された管理票を、それぞれ、これらを受領した日から起算して八年間保存すること。

七　第四号の規定により同号の他の生産業者等に対し管理票を交付した生産業者等又は特定輸入業者は、当該他の生産業者等から当該管理票に係る第三号の規定により送付された管理票の写しを当該写しを受領した日から起算して八年間保存すること。

八　第五号の規定により管理票を送付した生産業者は、当該管理票の写しを当該管理票を送付した日から起算して八年間保存すること。

附　則

1　この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。

2　工業汚泥肥料（次に掲げるものに限る。）並びに当該肥料を原料として生産される混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料及び汚泥発酵肥料並びに乾燥菌体肥料（と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定すると畜場（第一号において単に「と畜場」という。）の廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を加熱乾燥したものに限る。）（以下この項において「汚泥肥料等」という。）についての規則第一条第一号ホの規定に基づく牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置については、当分の間、第一項から第三項までの規定にかかわらず、汚泥肥料等の流通過程を管理するための措置（これらの規定に定める措置に相当すると農林水産大臣が認めるものに限る。）を行うことができる。

一　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの

二　前号に掲げる工業汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの

三　第一号若しくは前号に掲げる工業汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの

3　平成二十五年十二月五日農林水産省告示第二千九百四十二号（肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産される肥料の摂取を防止するための当該摂取の防止に効果があると認められる材料又は原料の使用その他必要な措置を行う方法を定める件）は、廃止する。

○農林水産省告示第千百四十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三条第一項の規定に基づき、昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の一部を次のように改正し、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十六年九月一日　農林水産大臣　林　芳正

一の⑵の表被覆窒素肥料の項その他の制限事項の欄に次のように加える。

三　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号。以下「規則」という。）第一条第一号ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置（以下「管理措置」という。）が行われたものであること。

一の⑵の表副産窒素肥料の項その他の制限事項の欄の二中「肉」を「（牛由来の原料のうち、肉」に、「肉に限る。二の⑵の表液体りん酸肥料の項及び四の⑴の表肉骨粉の項において同じ」を「肉に限る。）、骨（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る」に、「二の⑵の表液体りん酸肥料の項及び四の⑴の表肉骨粉の項において同じ。）を除く。四の⑴の表肉骨粉の項を除き、」を「）以外のものをいう。」に、「牛の脊柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼」を「牛（月齢が三十月以下の牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜」に改め、同欄中二を三とし、一の次に次のように加える。

二　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

一の⑵の表液状窒素肥料の項その他の制限事項の欄に次のように加える。

五　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

一の⑵の表混合窒素肥料の項その他の制限事項の欄を次のように改める。

牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。